

2024年2月16日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久（青森県平和推進労働組合会議）

共同代表 奥村 榮（青森県労働組合総連合）

共同代表 古村 一雄（核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会）

「青森県を核のゴミ捨て場にしない」  
再公開質問状等要望について（依頼）

当会は、2023年12月22日付で表記について要望及び公開質問状を提出したところ、要望への対応並びに去る1月19日付で公開質問状に対する回答をいただき、お礼申し上げます。

しかしながら、要望した知事との対話が実現されずまた、質問に対する回答の内容も、質問の趣旨にまともに答えず、納得できるものではありません。

また、当会は知事との対話集会「あおばな」に二度応募しましたが、二度とも採用されず、その理由と経緯も説明されず、宮下知事が掲げる「県民との対話」から大きくかけ離れていることは重大問題です。

更に、昨年12月28日に「むつ中間貯蔵施設」に関して事業者等が、知事、むつ市長と面会し、新たな局面を迎えつつあります。

そして、今年1月1日に発生した「能登半島地震」は、2011年3月に発生した「福島原発事故」同様、全ての原子力施設の安全、安心を確保する上で重大かつ根本的問題を提起しております。

以上のことから、下記により再度要望するとともに公開質問状を提出しますので、対応方についてよろしくお願ひします。

記

1、公開質問状（別紙）

回答は文書にてお願ひする。

2、本県に一時貯蔵されている「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）」が搬出期限である2045年4月25日まで残り21年余となったが、搬出までの具体的スケジュールの説明を要望する。

- 3、むつ中間貯蔵施設から50年後、60年後に使用済核燃料を搬出し、再処理する保証もなく次世代に不安と苦悩及び負の遺産を増やし、青森県のイメージを損ねる中間貯蔵施設事業の中止を要望する。
- 4、能登半島地震により、国や事業者により原子力施設の安全性確保のために「新しい知見」を反映した原子力施設の審査及び原子力防災避難の見直しを求め、県民の合意を得ない原子力施設の建設、操業の中止を要望する。

連絡先 青森県八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所内

☎ 0178-47-2321

メールアドレス [miraikomamoru.kenminnokai@gmail.com](mailto:miraikomamoru.kenminnokai@gmail.com)

(別紙)

〈2024年2月16日〉

「青森県を核のゴミ捨て場にしない」再公開質問状

核のゴミから未来を守る青森県民の会

1、国は本県に一時貯蔵されている高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の搬出について事業者に対して安全協定の順守を指導するとしているが、実効性は乏しい。

県は事業者に対して期限を指定して、具体的スケジュールが示されない時は県として核燃料サイクル政策に協力できないことを明言すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

2、長崎県対馬市長が昨年9月に文献調査に応募しなかった理由の一つに「市民の間に分断が起き、合意形成が十分でなく、事業の全体像を可能な限り示すべき」とマスコミ（令和5年10月17日東奥日報）で報じられているが、国と県の認識と対応について伺いたい。

従って、知事は国に事業の全体像を示すことを求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

3、国が文献、概要、精密の調査段階ごとに何ヶ所で行う計画なのか、また文献調査開始時期に期限を設けないのか、更に開始時期がさみだれ式に始まれば、選定作業に時間差が生じることについてどう考えているか、各々について知事は国に確認すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

4、能登半島地震により、自治体の最終処分場に対する不安と疑問がこれまで以上に高まり、文献調査受け入れる自治体が少なく、調査等に更に時間を要し、最終処分場選定が遅れると考えるが国と県の認識と対応について伺いたい。

5、前回質問2、3に対する回答では本県を地層処分相当の放射性廃棄物の最終処分地にしないとありますが、他の放射性廃棄物の最終処分地も拒否すべきと考えるが知事の見解と対応について伺いたい。

6、前回質問11の海外返還低レベル放射性廃棄物に対する回答は、昭和60年の「立地基本協定」に含まれているとのことであります。

その認識にたてば、昭和59年7月に電気事業連合会が示した、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の概要に記述されている「原子力発電所等で発生した低レベル放射性廃棄物を最終貯蔵します」の「等」には「海外再処理によって発生した低レベル放射性廃棄物」「原子炉廃止措置によって発生する低レベル放射性廃棄物も「立地基本協定」に含まれ、既に立地要請されているとの認識を県は持っているか、県の認識について伺いたい。

7、むつ中間貯蔵施設に使用済核燃料を搬入する環境、条件の必須要件の一つとして、50年後の再処理工場における再処理稼働の可否等の具体的計画を国に求めるべきと考えるが、知事の認識と対応について伺いたい。

8、現時点で我が国が保有するプルトニウムは40 tを超え、一方で六ヶ所再処理工場の本格操業及びプルサーマル計画達成の見通しが無いことから今後50年、60年の中、長期的な原発、プルトニウム利用計画を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

9、2024年能登半島地震の最大震度は7で志賀原発は震度5強で、観測された地震動は部分的に想定を超えている。

六ヶ所再処理工場は、基準地震動を700ガルと想定しているが、これを超えることも考えられることから再処理工場の基準地震動の見直しを国、事業者に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

10、能登半島地震は、海底の断層と陸地の断層が150キロメートルに渡り連動して発生したとの専門家（活断層学会会長・名古屋大学教授鈴木康弘氏など）の指摘があり、海岸線が長さ約90キロにわたり、最大で約4 m隆起したとの報道もあります。

六ヶ所再処理工場の活断層問題で、この地域の大規模な隆起地形が認められています。下北半島太平洋沖の大陸棚外縁断層の活動性及び六ヶ所断層の存在と再処理工場敷地近傍の出戸西方断層との連続性及び関係性の検証を指摘した専門家（日本地理学会・東洋大学教授渡辺満久氏など）もいます。

従って、県として国と事業者により再処理工場周辺の陸域・海域の断層の更なる調査・研究と各断層の連動及び関係性の検討・評価を求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。